

おおたシティプロモーションアドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 本市のシティプロモーション政策を戦略的かつ効率的に推進することを目的とし、専門家が有するノウハウや知識、さらにはネットワークなどを活用するため、おおたシティプロモーションアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、前条の目的に賛同した者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) プロモーションの分野で活躍する者
- (2) 地域資源のブランド化において実績のある者
- (3) 客観的に地域資源の価値を分析でき、本市のシティプロモーション事業等に貢献することが見込まれる者

(委嘱の期間)

第3条 アドバイザーの委嘱の期間は年度ごととし、再任を妨げない。

(解職)

第4条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

- (1) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。
- (2) 本人が特別な理由によりアドバイザーの職を辞する意思表示をしたとき。
- (3) 疾病等により、アドバイザーの活動を続けることが困難なとき。
- (4) 勤務状況が不良のとき。
- (5) おおたシティプロモーションアドバイザーとして適格性を欠くとき。

(人数)

第5条 アドバイザーの人数は、3人程度とする。

(活動内容)

第6条 アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) おおたシティプロモーション認定事業に係る審査等を行うこと。
- (2) おおたシティプロモーション認定事業に対して、事業の企画立案や実施についてアドバイスをを行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、本市のシティプロモーションイメージの向上を図るための事業に協力すること。

(謝礼等)

第7条 アドバイザーに対する謝礼は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電話やメールでの随時アドバイス業務、書類審査等及び年2回程度の市内での会議等への出席に対し、年額10万円を上限とする額とする。
- (2) アドバイザー業務を行う上で必要となる本市までの交通費については、本市の旅費規程に基づく旅費を支払うこととする。ただし、航空運賃については、実費を支払うこととする。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、産業環境部観光交流課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。